

山形県中小企業パワーアップ補助金(E コマース等支援事業)Q&A

20220810

	質問	回答
1	個人事業主でサービス業をやっています。常勤従業員を 10 人雇用していますが、小規模事業者になりますか	公募要領 p2 に記載の通り、「中小企業者」、「小規模事業者」の定義に該当する規模での申請となります。サービス業は 5 人以下のため、10 人雇用している場合には中小企業者になります。
3	同一や類似のテーマ・事業計画で、他の補助金に申請できますか	公募要領 p3 に記載の通り、本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は対象外となります。他の補助金にも申請し、他の補助金も採択になった場合、補助金は 1 つしか受けることができませんので、よく考慮して申請をお願いします。なお、まったく異なるテーマ・事業計画であれば申請できます。
4	組合員 4 人の企業組合ですが、「小規模事業者」に該当しますか	公募要領 p2 に記載のある【組合関連】は「中小企業」での申請となります。
5	これまで個人事業主として活動してきましたが、2021 年 9 月に法人化しました。この場合申請できますか	令和 4 年 8 月 1 日時点で 1 年以上継続して事業を行っている中小企業、小規模事業者が対象です。そのため令和 3 年 7 月 31 日以前から個人事業主として事業を行っており、法人成りした場合なら対象となります。個人から法人成りしている場合、経営状況表には、個人事業主期間と法人化後の実績を合わせて記載するとともに、根拠となる資料を別添してください。
6	これから、創業する場合には申請できますか または、創業して間もない場合には申請できますか	令和 4 年 8 月 1 日時点で 1 年以上継続して事業を行っている中小企業、小規模事業者が対象ですので、対象外となります。
7	農業者は申請できますか	公募要領 p2 に記載の通り、系統出荷による収入のみである場合には対象となりません。農作物の加工や農作物を用いた料理の提供など、2 次又は 3 次産業分野の事業である必要があります。
8	建設業のほか、飲食店も行っています。この場合、主たる業種はどれを記載したらよいでしょうか	複数の事業を兼営している場合は、その主要な事業活動によって判断(過去 1 年間の収入・販売額・労働者・設備等の実態で判断)してください。
9	常勤従業員はどう考えたらよいですか	公募要領 p2 に記載通り、常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。
10	現在、自社製品を他社のホームページで委託販売しています。この補助金を活用して、新しく自社の EC サイト構築を検討しています。ウェブサイ	E コマース送料を計上できるかどうかは、事業計画認定申請時点で「自社の EC サイト」を持っているかどうかになります。他社の管理しているサ

	ト関連費のほか、E コマース送料を計上したのですが可能ですか	イトで委託販売しているだけの場合、自社の EC サイトとはなりませんので、EC コマース送料の計上が可能です。
11	現在、自社 PR のためだけのホームページを持っています。新たに EC サイトを検討していますが、E コマース送料は対象になりますか	この補助金でいう EC サイトは、自社で内容問わず、既に電子商取引を活用したショッピングモール型・自社サイト型・オークションサイト・フリマサービス等ウェブサイトによる販売事業を行っているものとします。そのため、会社紹介や PR だけのホームページは、EC サイトとはみなしませんので、E コマース送料を計上可能です。
12	認定申請時点で EC サイトはないものの、自己資金や補助金を活用して、10 月の事業計画認定までに構築する予定の場合には、E コマース送料はどうなりますか	様式 1、2、3、4 を提出する認定申請日時点で EC サイトを保有しているかしていないかを基準にします。申請後、EC サイトをこの補助金を活用しないで EC サイト構築し始めた場合には、E コマース送料は対象とします。
13	すでに発注しているものは、対象となりますか	公募要領 p10 に記載の通り、補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となります。
14	ホームページ構築を検討しています。他のパワーアップ補助金(経営強靭化支援事業)との違いは何ですか	経営強靭化支援事業は、ネット販売や予約システム等のないホームページは補助対象外となりますが、補助率は 1/2(認証店 2/3)で補助金額は 10～100 万円までとなります。 E コマース等支援事業は、インターネットによる宣伝活動、E コマースを活用した販路拡大、E コマース等で用いる販促素材の作成と幅広く対象となりますが、補助率 1/2 で補助金額は 50 万円以下となります。 そのため、内容をご確認頂き、目的にあったほうに申請してください。 また、テーマや事業内容から判断し同一と判断される事業が、国・県・市町村等の他の補助金に採択されている場合には、本事業に応募することはできませんので、ご注意ください。
15	提出書類の「申請日時点で有効期限内の見積書の写し」に、※作業工程名、単価、数量(時間数)、工数等の経費の内訳が記載されているもの(〇〇一式的記載は不可)とありますが、どう記載すればよいですか	一式で記載の場合、補助対象外のものが紛れ込んだり、記載されているものが何なのか不明瞭であったり防止することと、適正な価格なのか判断できないためです。 例えば、ホームページを構築する積算する場合、 「〇〇製作費 単価〇円 〇日(時間) 計〇円」 「〇〇製作費 単価〇円 〇日(時間) 計〇円」など作業工程を積み上げて最終的に〇〇円と積算すると思います。 このように作業工程名、単価、数量(時間数)、工数等の経費の内訳の積算基礎を記載の見積書が要件になっていますので、内容によっては補助対象外になる場合がありますのでご注意ください。
16	様式 4 で確認してもらうことが必要な認定支援機関とはどこですか	公募要領 p1 に記載の通り、本事業の申請には、認定支援機関(地域の商工

		会・商工会議所、金融機関等)の確認が必要となります。また、確認を受けた証として、認定支援機関が作成する「(様式 4)事業計画確認書」を添付のうえ、申請いただく必要があります。認定支援機関は、下記からご確認ください。 https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea
17	応募方法は、消印有効ですか	公募要領 p8 に記載の通り、8 月 31 日午後 5 時必着です。消印有効ではありません。
18	申請書類に押印は必要ですか	「(様式 1)事業計画申請書」、「(様式 2)事業計画書」、「(様式 3)提出書類等確認書」「(様式 4)事業計画確認書」とも押印は不要です。
19	採択になった場合、申請金額通り認められたと思ってよいでしょうか	「採択結果」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき「補助金交付申請書」を提出いただき、その内容を改めて審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。
20	アフリエイト利用料とはどう考えたらよいですか (20220801 追加)	公募要領 p5 ウェブサイト関連費内にアフリエイト利用料とあります。これは、自社の広告をアフリエイトで掲載する側の経費となりますので、他社の広告を掲載してホームページを維持管理するための経費ではありません。この補助金は、自社の広告宣伝を行うものに支援するものですので、他社の広告宣伝を行う取り組みのものは、対象外となります。
21	ホームページ作成ソフトを導入し、当初のホームページ構築サービスで業者に構築してもらうのは対象となりますか (20220808 追加)	この補助金では、早見表にある通りソフトウェアの購入又は利用に要する経費は補助対象外となっています。このようなホームページ作成ソフトを導入して構築する事例は補助対象外となります。
22	ウェブサイト関連費でホームページ構築のほか、検査費、E コマース送料、コロナ対応人件費を事業計画で計上予定します。採択となり事業を進めホームページ構築して支払ったものの、残りの検査費、E コマース送料、コロナ対応人件費が発生しなく 0 円で事業期間終了した場合、どうなりますか (20220808 追加)	検査キットを使わずに検査費の支出がなかった、販売実績がなく E コマース送料の支出がなかった、感染者や濃厚接触者がいなくコロナ対応人件費の支出がなかった場合の事業計画未達が想定されます。この場合は、実績報告でウェブサイト構築費だけで他は 0 円でも補助対象と認めます。ウェブサイト関連費やオンライン展示会・オンライン商談会等関連費を完了できなかった場合には、事業計画未達となり補助対象外になります。(ただし、主催者都合でオンライン展示会・商談会、外部セミナーが中止となった場合には、相談となります。)
23	コロナ対応人件費は、新型コロナワクチンの接種に伴う副反応による休暇では、申請できますか (20220808 追加)	要項 P6 に新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴っていますので、ワクチン接種によるものは補助対象外です。
24	要項 P6 のコロナ対応人件費の説明で、派遣を受けた従業員とありますが、関連企業から従業員を派遣してもらったのは対象にできますか	この事業でいう派遣とは、労働者が派遣元の会社(労働者派遣事業の許可のある派遣会社)を通して、派遣先の会社の業務に従事することとなりま

(20220810 追加)

すので、関連企業から従業員を支援してもらった場合には対象外です。